

長野市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成28年4月14日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	近藤満里
同	小林治晴

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成20年度 包括外部監査 分

指摘事項		当初措置状況 (21年度)	過去3年の措置状況(1) (平成24年度)	過去3年の措置状況(2) (平成25年度)	過去3年の措置状況(3) (平成26年度)	平成27年度の措置状況	担当課
監査対象 株式会社エムウェーブ 11 長期滞留棚卸資産について (報告書43ページ)	過去の推移から判断すると毎年商品在庫は約1百万円ずつしか減少していない。単純に計算して、長野オリンピック関連の商品がなくなるには、今後10年以上かかることになる。長野オリンピック関連の商品の今後のニーズは不明だが、財務の健全性より売却可能性を判断し評価損または処分を検討すべきである。	(株)エムウェーブでは、長期滞留棚卸資産の処分を鋭意進めているところである。	エムウェーブで開催されるイベントや大会の際に長野オリンピック記念展示コーナー及び売店に立ち寄り、土産物・記念品として購入する客が一定数いることから、暫時減少している。 ライセンス契約が必要なためここでしか手に入らない商品が多いことから、引き続き販売方法を工夫しながら販売による処分を継続する。	エムウェーブで開催されるイベントや大会において、土産、記念品を求められる場合があり必要性は高いためなくすことはできない。 引き続き、イベントや大会に合わせて販売方法を工夫していく。 21年3月の約1,330万円から26年12月時点で約800万と確実に減少している。	IOCとのライセンス契約により販売していたグッズは、26年12月末をもって契約が終了し、在庫整理期間として3月末まで販売を継続している。その後は販売できなくなることから、対象となる棚卸資産について、財務処理を行う。	IOCとのライセンス契約により平成27年3月末で販売終了となることを受け、プレスリリース、イベントでの出張販売等を実施し、3月末において残った対象棚卸資産については、平成26年度(第18期)決算において商品評価損として計上し、財務処理を行った。	観光振興課